

●機関名／パリ市

妊産婦幼児保護センター(PMI Protection

Maternelle et Infantile): 日本の保健所に相当。各区に1か所以上あり、妊娠中から6歳までの児童保護の要であり、医療的社会的予防活動を行う。妊娠届や子どもの生後8日、9か月、24か月の健診データが医療機関からオンラインで届くのを全件チェックし、必要に応じ主に小児看護師による家庭訪問を実施する。産後は赤ちゃんの体重を測ったり育児や健康相談に気軽に通える場所。児童保護専門医や心理士が担当地区の保育園を巡回したり、保育サービスの監視を担う。

家族手当基金(CAF Caisse d'allocations

familiales): 健康保険の家族部門。家族手当や出産一時金、保育料、学童保育代、給食費の計算と請求、他の経済的支援(住宅補助、障害者保障や生活保護)の金庫番の役割。家族のサポートをするサービス(TISF派遣等)や「親をすることへの支援専門機関」の財源でもある。ソーシャルワーカーは両親が離別した家庭等に連絡をし福祉を届けたり、養育費の立て替えや代理請求、面会場所の運営も行う。「家族手当金庫」の訳と同一。

児童相談所(ASE Aide Sociale à l'Enfance):

直訳は子ども社会的支援。子どもSOSの調査の指揮はCRIP、支援内容の決定は子ども専門裁判官が行うため、保護決定後の措置先選びからフォローを行う。児童相談所が対応していない子どもであっても成長に必要な勉強机代、引っ越し費用、言語聴覚士代などの費用を家族に関わっているソーシャルワーカーを通じて支払う。

心配な情報統括部局(CRIP Cellule de Recueil

des Informations Préoccupantes): 各県に設置されている、子どもの「心配な情報」を収集し、調査の指示を出す。全市民は、心配な子どもを見聞きした場合、誰もが連絡する義務があり、連絡しない場合には罰則がある。緊急性のあるものは検察官に連絡し24時間以内の保護、危険がないけれど心配がある場合は、主に福祉事務所や学校のソーシャルワーカーによる3か月以内の集中的な支援と調査がなされる。支援がうまくいかなかったり親の協力が得られなかったり状況がよくわからない場合、裁判官に判断を仰ぐ。

心理医療センター(CMP Centre Médico-

Psychologique): 1986年から全国に設置されており、診断、ケア、在宅訪問を行う。精神科医、心理士、看護師、ソーシャルワーカー、精神運動訓練士、言語障害治療士などの専門多分野にわたるケアをする。医師が親子それぞれのケアをコーディネートするのが特徴である。最初のきっかけは、学校や保健所からの紹介であることが多い。グループ療法なども行う。

福祉事務所(SSP Service Social de Proximité):

直訳は身近なソーシャルサービス。生活支援や子ども家庭など部署を分けることなく、ソーシャルワーカーが家族全員のケアのコーディネートを担当する。

● サービス名

在宅教育支援 親の同意がある場合(AED Aide Educative à Domicile): 司法判断である場合(AEMO L'action Educative en Milieu Ouvert): パリ市では5つの民間団体が実施し4600人の子どもが支援を受けている。担当エドゥケーターが家庭に通い、食卓を共にしたり、いっしょに出かける中で親役割を支える。心配はあるが危険はない子どもを対象としている。

教育サポートデイサービス(SAJE Service d'Accueil de Jour Educatif): 教育、家族、学校をめぐる精神的な困難を抱えた家族の子どもが学校

帰りに通う。パリ市では近年力が入れている。宿題をみる、遠足、親子関係の改善を支える。ストレスマネジメント、自信や不安、感情の言語化、睡眠のコントロールなどの働きかけも行う。

自宅措置(PAD Placement à Domicile): 半年単位の司法決定。エドゥケーターが毎日家に通い親子をサポートする。緊急時に即時に宿泊できる場所が確保されている。子どもが望む限り家庭で過ごせるよう、近年特に力が入れている。

● 資格名

ソーシャルワークに携わる専門職をソーシャルワーカー(travailleurs sociaux)と総称する。

専門的エドゥケーター(éducateur spécialisé): 1966年より国家資格。3年間専門学校で学び理論を1450時間、実習を2100時間行う。隔週で現場と学校を行き来し、現場で見聞きしたことについて座学で理解を深める学び方。全国に6万2000人いる。社会的教育を専門とし、児童保護、障害、アルコール依存や路上生活者の支援を得意とする。不適応を起こしている子どもやティーンエイジャーの教育、身体的精神的困難を抱えている成人の自立支援も行う。児童保護分野で中心的な役割を果たす。路上エドゥケーターなど。

子ども専門裁判官(Juge des enfants): 1945年から未成年の刑法、1958年から児童保護分野も担当する。裁判官資格のうえに2年間、少年院や児童保護施設での実習を含む児童保護と非行専門の養成課程を経ている。パリ市では各区に1人ずつ任命されている。児童保護分野では、いかなる支援も有効ではなかった、親が協力的でない、子どもの状況が確認できない場合に子ども専門裁判官に判断を仰ぐ。在宅支援など予防措置の7割、施設など保護措置の9割は裁判によって決定されている。

社会家庭専門員(TISF Le Technicien de l'Intervention Sociale et Familiale): 国家資格。1年半から2年で理論に950時間、研修に1155時間。家庭を週複数回2-3時間訪問し、家事支援、家庭支援、ソーシャルワークを行う。問題がなくても

利用でき、児童保護分野でも利用されている。悪い扱いを減らし、良い扱いを増やす方法などを学んでいる。

ソーシャルワーカー(DEASS diplôme d'État d'assistant de service social): 国家資格。3年間専門学校で学び、理論1749時間、実習1820時間学ぶ。

家庭経済ソーシャルワーカー(CESF Conseiller en économie sociale familiale): 国家資格。入り口は家計だが、実際には広範囲のソーシャルワークを担う。市営住宅から雇用され滞納者の支援をする人もいる。

教育相談員(CPE Conseiller Principal d'Education): 修士卒業で受けられる国家公務員資格。中学校高校において生徒を支える役割。学科教員と連携し、生徒を個別にフォローし家族とのやりとりを行う。子どもを取り巻く人間関係の質の向上、長期欠席の予防、校内の暴力根絶、リスク行為の予防がミッション。

学校ソーシャルワーカー(SSS Service Sociale Scolaire): 生徒と密に関わるCPEに比べ外部機関とのやりとりを担当する。

幼児エドゥケーター(éducateur jeunes enfants): 保育園には4種類の資格者が多職種勤務することになっている。その中でも幼児エドゥケーターは児童保護の養成も受けているため在宅教育支援や母子生活支援施設なども勤務先である。